

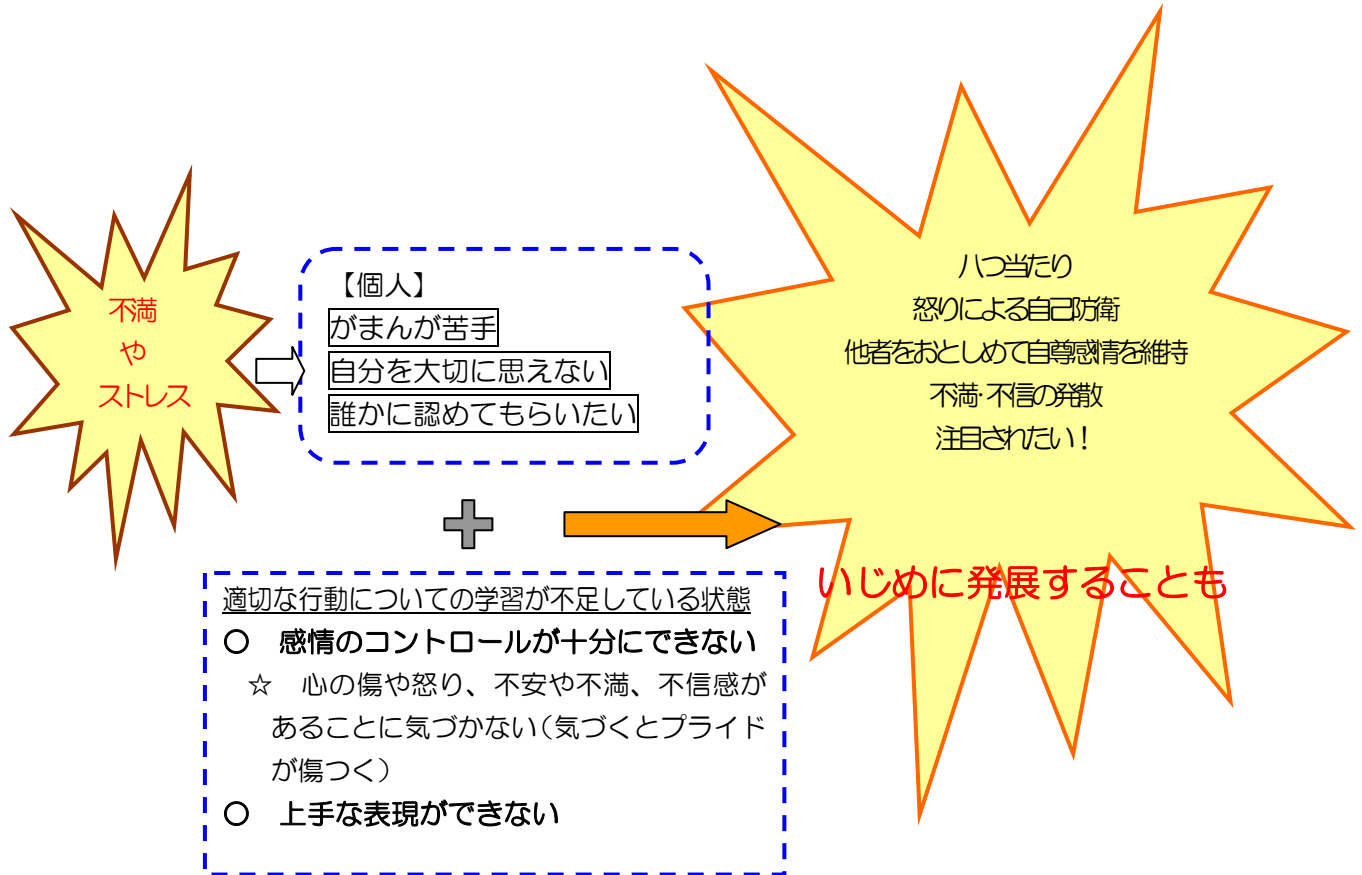
いじめ対策Q & A

- Q 1 “いじめ” はなぜ起こるのでしょうか? . . . 1
- Q 2 学校やクラスなどの子ども集団でいじめが起こりやすいのはなぜですか? . . . 2
- Q 3 対応する場合の基本的な考え方を教えてください。 . . . 3
- Q 4 いじめにはどんなタイプがありますか? . . . 4
- Q 5 “いじめ” の気配を感じた時には、どんな対応を心がけたら良いですか? . . . 5
- Q 6 明らかに犯罪行為であると認定できるものに関しては、どうしたらよいでしょう? . . . 9
- Q 7 学校内の子どもがいじめたという事実が明白には認められない、あるいは加害側と思われる子どもが加害の事実を認めないなどの場合の対応はどうしたら良いのでしょうか? . . . 9
- Q 8 いじめ問題が解決した後にはどの程度まで気をつけてみていけば良いですか? . . . 10
- Q 9 いじめられた子どもへの対応で最初にする事、対応の基本について教えてください。 . . . 11
- Q 10 いじめた子どもへの対応は、どうしたら良いのでしょうか? . . . 12
- Q 11 “いじめ” は予防することができますか? . . . 13
- Q 12 “いじめ” が嵩じて、被害を受けている子どもが自殺をほのめかすなどの状況になったら、どうしたら良いのでしょうか? . . . 14
- Q 13 自殺未遂が起きた場合はどうしたら良いのでしょうか? . . . 15
- Q 14 実際に既遂者が出てしまった場合はどうしたら良いのでしょうか? . . . 16
- Q 15 自殺予防のための教育はありますか? . . . 17

1. 問題事案が生じる背景

Q1 “いじめ” はなぜ起こるのでしょうか？

A1 不満やストレスのはけ口として起こりがちです。



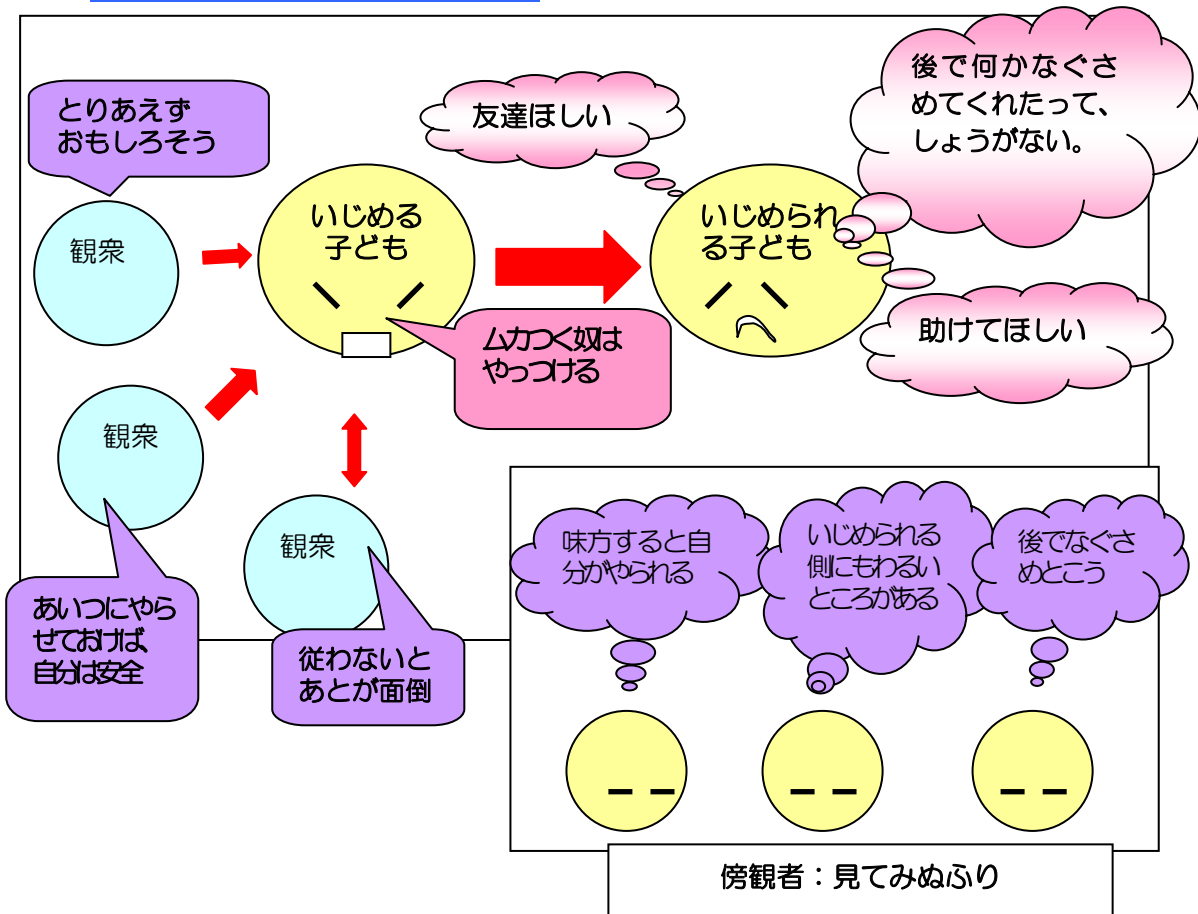
★ 一過的ないらだちやハツあたりは誰にでもあります。それがしつこく繰り返されたり、エスカレートすると“いじめ”へと発展します。

Q2 学校やクラスなどの子ども集団でいじめが起こりやすいのはなぜですか？

A2 学校やクラスは、異質なものを排除して集団の結びつきを強めようとする傾向があり、集団内での不適応や人間関係のゆがみが表れやすいからです。

集団内のメンバーの一人が、周囲とうまく適応できなくなった時、周りの子どもたちに以下の図のような反応が生じます。メンバーの多くが、自分の状態に満足していて、適切な人間関係の持ち方を学習していれば大きな混乱は起きません。そうでない場合は、不適応を生じた子どもに影響されて周囲の子どもが同調することがあります。同調したくないと思っている子どもであっても、力関係で弱い立場にいる場合は、自分の身を守ることに専念し余裕がなくなります。さらに、適応できないメンバーが複数いると、この反応が複数の核を持って生じるので、より複雑になります。加害者だけでなく全ての子どもに複雑な背景が存在することを念頭におきましょう。

《いじめのグループダイナミクス》

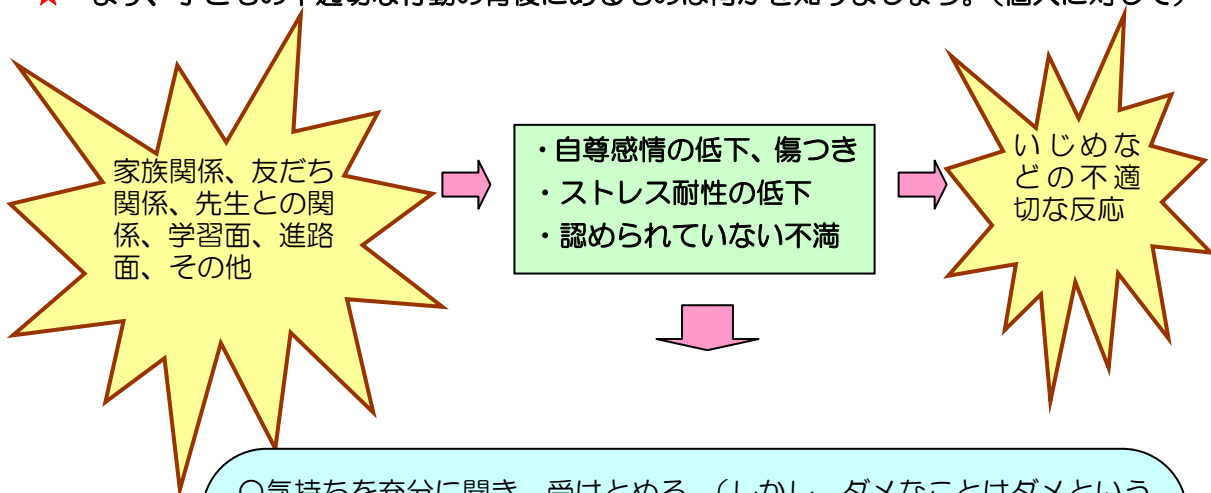


Q3 対応する場合の基本的な考え方を教えてください。

A3 背景にあるものを理解し、子どもが適切な対処法を見出し実行できるよう支援することです。

★ いじめは、ターゲットになった子どもの心身に大きな影響を与えることから、“暴力”として理解し、対応する必要があります。

★ まず、子どもの不適切な行動の背後にあるものは何かを知りましょう。(個人に対して)



- 気持ちを十分に聞き、受けとめる。(しかし、ダメなことはダメという公正で毅然とした安定的態度で接する。)
- 肯定的な言葉かけや達成感を持たせられるような活動を促すことで自信を持たせるような指導を行う。
- 自己理解を深め、自身の課題に直面できるように働きかけ、その問題を解消していくために寄り添う。
- 適切なストレス対処法を身につけられるように支援する。
- 不適切な行動の要因となっている事柄の解決に取り組む。

★ 日頃から、子ども集団全体に対して、コミュニケーション力の向上やストレスへの対処法などの体験学習を導入し、“いじめ”行為へのブレーキとしての役割を担えるグループメンバーの育成を行いましょう。(学校全体で取り組むとより効果的です。)

★ いじめの被害者も加害者も傍観者も何らかの意味で傷ついている(あるいは、乗り越えるべき課題を抱えている)という認識を持ちましょう。

★ 対処にあたる教師自身の態度は、毅然として、公平かつ公正、一貫性を持った安定的な態度であることが望まれます。つまり、教師の“大人としての成熟度”が子どもたちにきちんと伝わるかどうか重要なポイントです。(ただし、子どもたちの受け取る力との関係もありますので、伝え方の工夫が必要です。)

2. タイプ別“いじめ”対応の基礎

Q4 いじめにはどんなタイプがありますか？

A4 校内で教師がスクールカウンセラー等と協力して対応可能なもの（タイプ1）、明らかな犯罪型（タイプ3）、中間領域で対応が困難な型（タイプ2）の大きく分けて3タイプがあると考えられます。

タイプ1 学年当初に起こりやすいリーダー争いによるもの（「さる山のボス争い」型）

しばらくすると新しいリーダーが決定して、子ども同士で解決に至る場合もあります。この場合には、すぐに教師が介入するのか、しばらく集団の状況を見守るのか、状況に応じて判断することが重要です。

タイプ2 異質なものを排除して集団の結びつきを強めようとするもの（「みにくいアヒルの子」型）

この場合、ターゲットとされる子どもの様々な特性が問題にされます。例えば、体形、アトピーなどの表面に見える特徴、転校生、親の職業、性格の特徴、運動能力、LD など学習能力上の問題などの異質なものをスケープゴートとして排除することで、集団の均質化を図り、その集団の中での結びつきを強めようとしています。他の方法が共有されない限り、ターゲットを変えてスケープゴートは生まれ続けます。これは、なかなか表面化しないケースもあります。同様のことは、集団のリーダーとみなされる者が、自分自身の優位性を保つために指示を出すことで生じる場合もあります。

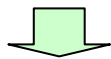
タイプ3 犯罪型のいじめ（恐喝、暴行、万引きの強制など）

【注意】

犯罪型のいじめの場合は、速やかに警察や児童相談所と連携して対応します。

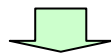
★ 深刻度は、何に注目するかによって異なります。子ども同士での解決が望まれる①であっても、深刻度が高くなることもあり得ます。被害に遭っている子どもの感受性との関係もあるので、外形のみから簡単に深刻度は判断できません。

“いじめ”は、被害を受けている子どもが“いじめられている”と感じたら“いじめ”であると理解して対応する。



“いじめ（暴力）”は、生後学習された行動パターン。多くの場合、誰かとの間で一方的コミュニケーションを繰り返し経験することで学んだもの。

病理や障害との鑑別診断は専門機関に相談（教育相談的な対応だけでは、変化が期待できないことがある。）



誤った学習成果を正しい対処方法へ変化させる試みを行う。
※新たな学習の協力者を複数確保しておく。

3. いじめの初期対応

Q5 “いじめ”の気配を感じた時には、どんな対応を心がけたら良いですか？

A5 まず“いじめ”のタイプを特定しましょう。校内で扱うべきものと判断したら、以下の例を参考に校内でチームを組んで対応しましょう。

基本的には、早期発見・早期対応が必要ですが、経過を見守ることが必要な場合もあります。生徒指導部や管理職と共に十分な配慮をしながら、適切な判断と対応を決定しましょう。

確認ポイント1

最初の対応が不適切であると、子どもが大人への不信感を増したり、話さなくなったり、追い詰められたり、いじめがより深刻になったり、潜伏したりする危険性があります。“適切な対応とは何か”について、絶えず意識し、タイミングを逃さず対応できるように体制を整えておきましょう。

確認ポイント2

“いじめのサイン”とは？

【子ども集団の様子】

- ・日常的なからかい
- ・ふざけ合い
- ・プロレスごっこ
- ・乱暴な言葉遣い
- ・使い走りをさせられている子がいる
- ・わざと一緒にはしゃいでいるように見える

【個人の行動変化など】

- ・元気がない
- ・遅刻しがち・欠席しがち
- ・休み時間に一人にいる
- ・保健室によく行く
- ・体調不良を訴える

【個人に起こるできごと】

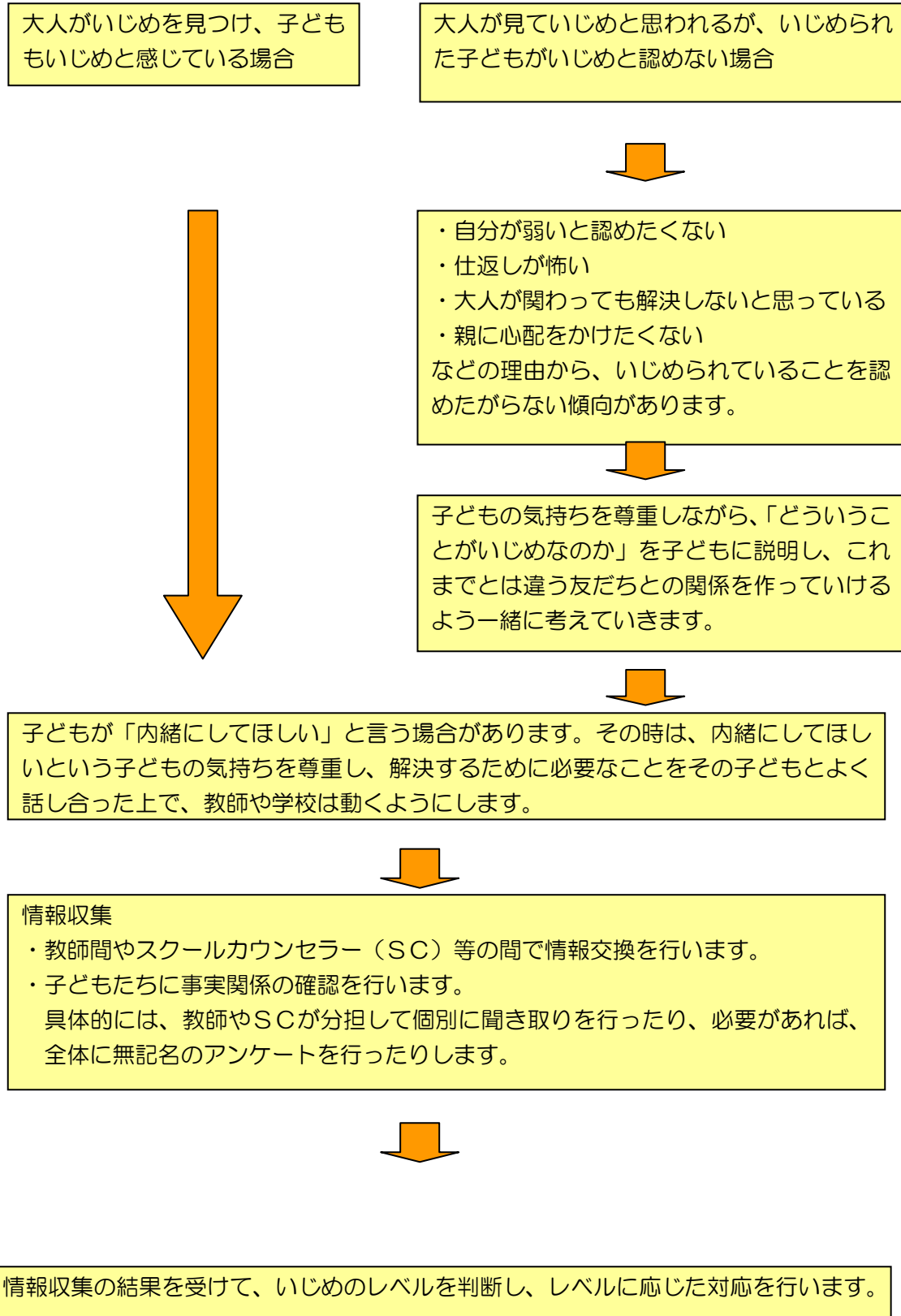
- ・服が汚れている
- ・靴の跡がついている
- ・持ち物がなくなる・こわされる
- ・落書きされる
- ・発言に笑いがおきる

★ 教師や周囲の大人はこれらのいじめのサインに敏感になりましょう。

★ 子どもが、ちょっとしたことでも話せるような雰囲気をつくりましょう。そのためには、子どもたちに「先生は忙しいから話す悪い…」と思わせない工夫をしましょう。地域の方の協力も得て、複数の大人が子どもたちと関わりを持ちましょう。

★ 多くの子どもたちは、友だち同士で問題を解決したいと思っていますが、あえて大人に相談しようと思ってもらえるような態勢をつくっておきましょう。

①いじめと思われる場面を見つけたとき



②子どもからいじめの訴えがあったとき

周囲の子どもからの訴えの場合
⇒話せた勇気を受け止め、「解決すること」を約束します。

いじめられた子どもからの訴えの場合
⇒「よく打ち明けてくれた」と話せた勇気を受け止め「あなたを守る」ことを約束します。

子どもからの訴えを聴くときの留意点は？

問題の切迫性が高い時は？

⇒その日のうちに必ず話を聴く時間を作ります。または、他の教師に依頼するなどの方法を検討します。

大人は、いかなる場合でも真剣な態度でじっくり話を聴きます。

- ・訴えの内容の軽重（ちょっとしたからかい、子ども同士で解決できそうな内容、など）
 - ・普段のその子どもへの印象（いじめられるタイプではない、いつも訴えが多い子である、など）
- に影響されないことが重要です。

子どもが「内緒にしてほしい」と言う場合があります。
その時は、内緒にしてほしいという子どもの気持ちも尊重し、解決するために必要なことをその子どもとよく話し合った上で、教師や学校は動くようにします。

情報収集

- ・教師間やスクールカウンセラー（SC）等の間で情報交換を行います。
 - ・子どもたちに事実関係の確認を行います。
- 具体的には、教師やSCが分担して個別に聞き取りを行ったり、必要があれば、全体に無記名のアンケートを行ったりします。

情報収集の結果を受けて、いじめのレベルを判断し、レベルに応じた対応を行います。

③保護者からいじめの訴えがあったとき

保護者からの訴えを聴くときの留意点は？

訴えを真摯に聴き、保護者の心配や怒りの気持ちを受け止めます。

保護者は学校以外の場面での子どもの状態を把握しています。教員は学校で接している子どもの様子に惑わされないよう聴きます。

保護者は子どもから情報を得やすいものの、客観的な情報は得にくい立場なので、保護者と学校で情報をすりあわせ、事実の確認作業をすることが大切です。

保護者が学校に話に来る決断をしたことの重みを受け止め、いじめの重さや緊急性を考えます。

⇒ 保護者からの訴えを聴くことで、子どもをいじめから守るために、学校と家庭が連携して取り組むことが可能になります。



早急に学校としてどのような対応を取るのか具体策を提示します。(すぐに対策が決定できない時は、暫定的に取り組めること、中長期的に検討を重ねてから決断することなどに対応方を分けることも考えられます。それらを分けて具体的に説明し、無策であると落胆されないようにしましょう。)

対応策についての期限を約束します。(決定を出すまでの期間についても同様です。)
次回の話し合いを行う約束をします。



保護者が「内緒にしてほしい」と言う場合があります。

そのときは内緒にしてほしいという保護者の気持ちを尊重し、その保護者と解決するために必要なことをよく話し合い、保護者や子どもが納得したことについて教師や学校は動くようにします。



情報収集

- ・ 教師間やスクールカウンセラー（SC）等の間で情報交換を行います。
- ・ 子どもたちに事実関係の確認を行います。

具体的には、教師やSCが分担して個別に聞き取りを行ったり、必要があれば、全体に無記名のアンケートを行ったりします。



情報収集の結果を受けて、いじめのレベルを判断し、レベルに応じた対応を行います。

4. 犯罪型のいじめへの対応

- Q6 明らかに犯罪行為であると認定できるものに関しては、どうしたらよいでしょうか？
- A6 犯罪行為の場合は、子どもの安全を守るためにも警察に通報することが必要ですが、加害者側も被害者側も同じ校内にいて、今後も同じ空間で生活していくことを考えると、本人やその保護者との接点を十分に持った上で、警察に通報するとよいでしょう。

例えば、

暴力行為を行った子どもとその被害者、及びその保護者にそれぞれ話を良く聴いた上で、「社会で犯罪行為にあたることは学校でも同じに扱わざるを得ない」ことを伝え、加害側の子どももしっかりと責任を取るべきであると説明した上で、警察に連絡を入れる（入れた）事をきちんと伝えます。このことの教育的意味について、保護者に理解してもらい、本人にも自らの責任を認識し、成長発達上の課題を達成していく上で重要なことであると理解してもらいます。

5. いじめのタイプの判断やその対応に苦慮する事例への対応

- Q7 学校内の子どもがいじめたという事実が明白には認められない、あるいは加害側と思われる子どもが加害の事実を認めないなどの場合の対応はどうしたら良いのでしょうか？
- A7 学校外からの加害の可能性がある場合には、直ちに外部の専門機関との連携を行い、専門機関と共に判断していくようにしましょう。教育委員会の危機対応チームなどとの連携も積極的に行っていきましょう。

例えば、

持ち物が頻繁になくなったり、誹謗中傷のいたずら書きが散見されるが犯人が特定できないような場合には、内部だけでなく外部からの侵入者を疑わなければならないので、積極的に警察と連携することを子どもたちに伝えます。そうすることで、外部専門家に依頼する前に、子どもに再度、強く振り返りを促すことができます。この時、この方法は万が一の危険に備えた慎重な対応であることを子どもたちにも保護者にも理解してもらうよう働きかけることが大切です。

6. いじめ問題が解決した後の対応

Q8 いじめ問題が解決した後はどの程度まで気をつけて見ていけば良いですか？

A8 1～3ヵ月程度は、特に注意して見守りましょう。解決の仕方によっては、被害者が別の者になるだけの場合もあり、問題が完全に解消されたかどうかを見極める必要があります。

例えば、

被害側の精神的安定や回復のため、スクールカウンセラー等と連携した中長期的な心のケアが必要です。また、子ども同士、教師と子どもたちとの人間関係作りのための授業やそのための研修会などを開き、いじめの再発防止への対策を講じることも有効でしょう。

《参考》「学校危機対応実践ハンドブック 兵庫県教育委員会」参照



7. いじめられた子どもへの対応の基本を教えてください。

Q9 いじめられた子どもへの対応で最初にする事、対応の基本について教えてください。

A9 傷つきの程度を見極め、回復のための方策を採ることが第一です。その際、被害を受けた子どもは、いじめられていることを大人に話したことで、もっとひどいことにならないかと不安になっていることを十分に考慮しましょう。

例えば、

話してくれた勇気に敬意を表し、「あなたが悪いのではない」とはっきり伝え、必ず守り通すことを具体的に約束しましょう。守り方について、本人の希望を聞き、本人が安心できる方法を選択しましょう。また、感受性が高まりすぎて適切な判断ができなくなっていると考えられる場合には、客観的な情報を提供して、本人だけでなく保護者も交えて方策を決定していくようにしましょう。

(被害を訴えてくる子どもの中には、何らかの事情で感受性が高まりすぎていて、実際以上に強く被害感を持っている場合もあります。その場合には、事実と感じ方の差について話し合わねばなりません。これは大変デリケートな問題ですので、できれば専門家に依頼すると良いでしょう。)



8. いじめた子どもへの対応

Q10 いじめた子どもへの対応は、どうしたら良いのでしょうか？

A10 十分な教育相談を行いましょう。頭ごなしに叱ったり、一方的・機械的に懲戒を行うだけでは解決になりません。加害側の子どももまた傷つき、支援を必要としているので、どんな助けが必要なのかを良く考え、適切に支援を提供しましょう。

例えば、

「どうしてそんなことをしたくなったのか」「振り返ってみて、何が起こったのか語れるかどうか」、問いかけてみましょう。まずは、**本人の言い分を十分に聴き取ることが第一**です。そして、その子どもの気持ちや背景を充分理解した上で、「理由はどうあれ、その行為自体は許されないことである」こと、その行為の結果に「どう責任を取れば良いかを一緒に考える」よう促しましょう。

行為自体をなかなか認めない場合は、「残念ながら事実を積み重ねるとあなたが加害側であると判断せざるを得ない」、「被害者の言い分や周囲の客観的な情報とあなたの認識が食い違っているのはなぜだろう？」などと問いかけながら、事実に向っていきましょう。そして、いじめの事実を認めた時には、その勇気に敬意を表しましょう。子ども時代には失敗は誰にでもあるのだから、今後、失敗を重ねない工夫をするよう力づけましょう。

この時、保護者も否認したい気持ちになっていたり、他の保護者との関係で孤立感を深めていることがあります。子どもに対する場合と同様に、加害の事実を認める苦しさを理解し、他の保護者にも理解を求めて皆で子どもたちの育ちを支えていくことを提案しましょう。学校は、加害側であっても被害側であっても、在校生として責任を持って育てていくことを伝えましょう。

★ 加害側の子どもの中には、「いつでも自分が悪者にされる」という気持ちから教師の問いかけに正直に答えられない生徒もいます。「本当のことを言っても信じてもらえない」、「自分が悪いと言われるに決まっている」と諦めていて、投げやりになっている子どももいます。

また、自分が悪いとわかっているにもかかわらず、言い逃れをしようとする子どももいます。これらの子どもと話していると、教師側に怒りや諦めの気持ちなど否定的な感情が生じやすくなります。これは、まさに加害側が日頃感じているものと同じ気持ちであることであると意識して、できるだけ冷静に中立的な態度で聴くように注意しましょう。

★ 加害者側の子どもが複数いる場合には、事実確認のための聴き取りは複数の教員で分担して迅速に行うことが必要です。

その後の情報共有などについては、タイミングが重要なので、生徒指導部のリーダーシップのもと、チームで迅速に対応しましょう。

9. いじめ予防教育

Q11 “いじめ”は予防することができますか？

A11 完全にゼロにするという意味での予防は難しいかもしれませんが、予防教育に取り組むことで問題の発生を抑制することや、問題が生じた場合に深刻化しないうちに早期対応を図ることは可能だと思います。

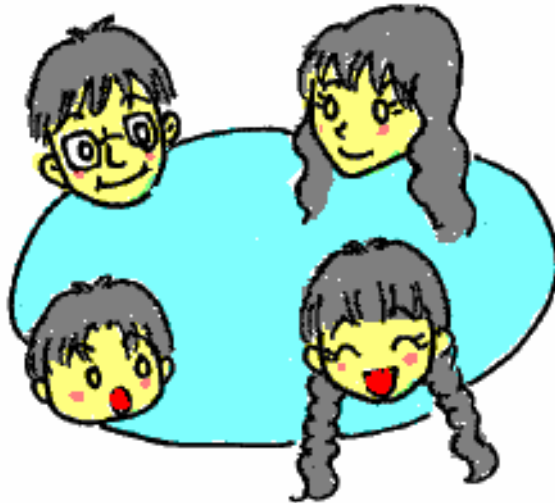
例えば、

学校の日常生活全てが予防教育の場ですが、道徳や学級活動、総合的な学習の時間などを積極的に活用すると効果が期待できます。この場合、学級だけでなく学校全体で対応することが重要です。

また、保護者や地域の協力も欠かせません。保護者が子どもたちと共に学ぶ機会を得ると、家庭でも学校と同じ対応が可能になって非常に効果的です。

<予防教育のプログラム導入時の留意点>

子どもの実情を正確に把握し、適切なプログラムを選択しましょう。導入の仕方を誤ると逆効果になることもあるので、専門家との連携も重要です。また、導入後も、それが形骸化しないような工夫が必要です。



10. 自殺の危険を感じたら

Q12 “いじめ”が嵩じて、被害を受けている子どもが自殺をほのめかすなどの状況になったら、どうしたら良いのでしょうか？

A12 死にたくなるほど辛い、苦しい状況なのだという訴えを十分に聴き取りましょう。また、その気持ちをひしひしと感じていることを伝え、可能な限り共有しましょう。そして、安全確保ができるまでその子どもを一人にしないようにしましょう。安全確保と援助者に与える影響を考えて、必ず複数態勢で対応しましょう。

例えば、

自殺をほのめかされた場合、あるいは「死にたい」と打ち明けられた場合

「死にたくなるほど辛いんだね。」「他には解決方法が何もないと思うほど苦しいんだね。」「もうこれ以上頑張れないって思うほど、頑張ってきたんだね。」と子どもの気持ちに寄り添いましょう。そして、単に、死にたい気持ちを否定したり、頑張るように励ましたりせず、以下のような説明をしっかりと行い、対応しましょう。

- ① いじめ体験は、人のエネルギーを吸い取り、元気をなくして、他に何も解決方法がないと思込ませてしまう。（正常な判断力を失った“視野狭窄”といわれている状態）
- ② 元気が回復すると別の方法が**必ず見つかる**。
- ③ 今、一番大切なのは、元気を回復して、**正常な判断力を取り戻す**こと。
- ④ 私たちは、**あなたを助ける覚悟がある**。（元気を回復するためのサポートは、学校でもできるけれど専門家の助けを借りるとより効果的である。助けを求めることは、あなたの置かれた状況であれば自然なことであって、あなたが弱いからではない。）
そして、「あなたを支えるためのチームを作りたいので、この話を他の人にするけど、話して良いのは誰？」と聞き、できるだけ本人の希望に沿った態勢をつくることを約束しましょう。

自殺の危険に気づいた場合：

その子どもがどの程度深刻に死を考えているかを確認する必要があります。既に専門家関わっている場合は、専門家にその対応を依頼しましょう。そうでない場合は、「辛い状態が長く続くと元気がなくなって、良い考えが浮かばなくなるものらしいよ。そういう時には、専門家に助けてもらおうと良いよ。それは、大人でも同じ。弱い人じゃなくてもそうなるものらしい…」 「一緒に良い解決策を考えるために専門家に相談してみない？」と促して、スクールカウンセラーなどの専門家につなぎましょう。

- ★ 「死」について語り合うことができる関係であれば、はっきりと「死」という言葉を出して話し合ったほうが良いのですが、相談を受ける側が不安を抱えている場合には危険なので避けましょう。そして、速やかに専門家に相談しましょう。

《参考》「青少年のための自殺予防マニュアル」 高橋祥友著 金剛出版

Q13 自殺未遂が起きた場合はどうしたら良いのでしょうか？

A13 医学的な応急処置とメンタルケアを速やかに行います。あわてず、優先順位を考えて行動します。第一は、生命の安全確保です。

安全確保ができるまでは、子どもを一人にしないようにしましょう。安全確保や援助者のことを考えて、必ず複数態勢で対応しましょう。

例えば、

校内で未遂事件が起きた場合は、他の子どもの目に触れないように速やかに医学的ケアにつなぎます。救急車を呼ばなければならない場合など、他の子どもが動揺しないよう、また当該生徒が回復して戻ってくることに配慮して救急隊と協働しましょう。（サイレンの消音など）

保護者から、自殺未遂の報告を受けた場合は、保護者の驚きや動揺の程度を思いやり、緊急対応の確認（子どもの安全確保はできているか、心身の状態はどうか）を行い、その後、学校が受入れに対してすべき対応は何か、などについて話し合しましょう。

重要なのは、この事実を他の子どもにどの様に伝えるかです。本人や保護者の希望を聞いて、回復して戻ってきた時にスムーズに集団に戻れるような配慮をしましょう。具体的には、養護教諭やスクールカウンセラーなどと相談して校内体制を作っておきましょう。

ポイント1；

噂が広がらないように情報管理には注意しましょう。万一、噂が広まり始めたら、その子どもや保護者と相談して、子どもが傷つかない方法できちんと説明をしましょう。曖昧なままで放置すると、噂はますます広がります。

ポイント2；

噂の段階でも、動揺を起こすなど影響を受ける可能性のある子どもについて情報を共有し、適切な対応をしましょう。

ポイント3；

リストカット（手首や腕などを浅く切る）、薬を多めに飲むなどの自傷行為は、エスカレートしたり、自殺の試し行動であったりするので、問題を軽く見ないで真剣な対応をしましょう。（基本的には、十分な傾聴によりリスクを査定して専門家につなぐなどします。）



Q14 実際に既遂者が出てしまった場合はどうしたら良いのでしょうか？

A14 後追い自殺など二次的な被害が生じないように手立てを講じましょう。死をセンセーショナルに、あるいは美化して伝えたりしないようにしましょう。また遺族に配慮して亡くなった子どもの尊厳が損なわれるような言動には特に注意しましょう。

例えば、

亡くなった事実を子どもに伝える場合、ショックを受けて混乱する可能性のある子どもへの対応をあらかじめ教師間で良く話し合い、混乱を最小限にとどめるよう努めましょう。いじめが原因であると思われる場合には、報道などともあいまって、加害側（と考えられる）の子どもたちへの否定的感情が表出されたり、学校側への怒りの感情が噴出することがあります。あまりにも衝撃的な出来事があると、人は事実として受け入れることができず、否認・否定しようとしたり、誰かや何かに責任を全て押しつけて気持ちを安定させようとする傾向があります。このことに気づいていないと、二次的被害を生むこととなりますので注意しましょう。

ポイント1：

二次被害を予防しましょう。子どもだけでなく、保護者や教師も動揺しています。関係者全てが大きく傷ついていることを自覚し、緊急対応の体制（校内緊急対策チームと外部危機対応チームとの連携）を取りましょう。

ポイント2：

緊急集会開催のタイミングや説明方法（事実の伝え方、予想される子どもの反応とその対処法など）、事後対応については、教師間で十分に合意を得ておきましょう。できればクラス単位で再度子どもたちの反応を見ながら話し合う時間を設けます。その際、教師は複数体制で臨み、子どもの様子を充分観察しましょう。

ポイント3：

緊急保護者会の開催時期と説明方法についても緊急対策チームで迅速に決定します。保護者も大きな衝撃を受けているので、できるだけ速やかに開催します。その際、説明することは、①はっきりとわかっている事実で、子どものプライバシーに配慮して公にできるものに限定します。②不明確なことやプライバシー及び人権保護上の問題が含まれるものに関しては話せないことを明言します。ただし、③今は不明確だがはっきりした時点で説明できる内容であれば説明することを約束します。そして、④学校側の子どもへの対応方針について明確に説明します。これらのことを踏まえて、⑤間違っただけが広がらないように協力を求めます。

ポイント4：

関係者全てが傷ついていることを自覚します。これは、判断が正確にできない可能性があることを意味しますので、外部専門家の協力が不可欠です。

ポイント5：

マスコミ対策は、一本化して混乱が生じないようにします。二次被害の危険が大きい時は、子どもの安全確保のために報道を自粛してもらうよう依頼することも必要です。

《参考》「命に関わる事件事故後の心のケア」（東京都総合教育相談センター）、「学校危機対応実践ハンドブック」（兵庫県教育委員会）

Q15 自殺予防のための教育はありますか？

A15 欧米では、実施されています。日本では、これまでほとんど取り組まれてきませんでした。いくつかの学校で試みがなされています。

例えば、

「親しい友人が自殺を考えていた場合、どのような言葉かけをしたら良いと思うか」を大人と一緒に考える授業をしている学校があります。自殺や尊厳死などの、難しい死の問題に関心を持つ機会を提供し、命の大切さや死の意味について共に考えようという試みです。

この取り組みは、そのテーマを扱う教師自身の「死生観」「人生観」が問われることとなりますので、教師自身の研修を充分に行うことも重要です。

《参考》「自殺問題」について考える（杉並区立和田中学校平成17・18年度研究発表DVD）



いじめ問題はそれぞれ複雑で、簡単にはその全容を把握することはできません。継続的な研修と校内体制の充実、地域との連携の強化などの課題に取り組むことを続けましょう。

具体的な実践事例や基礎理論、参考文献などの資料を参照し、ポイントを共有することによって、より適切な対応が可能になるようにしましょう。

○原案作成

石川悦子、植山 起佐子、杉原紗千子、横山典子、吉田章子（東京都スクールカウンセラー）

○資料提供など協力者

香山リカ（帝塚山学院大学）、高橋あつ子（川崎市教育センター）、富永良喜（兵庫教育大学）、藤原和博（杉並区立和田中学）、本田恵子（早稲田大学）

（以上、敬称略）